

八雲小学校運営協議会 ← 評価 改善 学校いじめ防止対策基本方針 評価 改善 学校評価

八雲小学校運営協議会
やくも意宇学園 教育目標
やくも意宇学園目標(小中一貫スローガン)
『夢と希望をもって共に高め合う八雲っ子の育成』
八雲小学校教育目標
『豊かな感性を磨き、確かな学力とたくましい心と体をもつ子どもの育成』
めざす子ども像
<やさしい子>
豊かな心を持ち、自他を大切にすること
<かしい子>
主体的に学び、考えて行動できる子
<たくましい子>
健康な心と体を持ち、粘り強く取り組む子
学校スローガン
『学び合い、かかわり合い、高め合う八雲小学校』

本校のいじめ防止に関わる基本方針
いじめは人として決して許されない行為である。しかしいじめはどの学級にも、どの子どもにも起こり得ることから、学園・学校教育目標のもと、教育委員会とはもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続していじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
<教師がもつべきいじめ問題についての基本的な認識>
・いじめはどこでも誰にでも起こり得る、全ての子どもに関係する問題である。
・いじめは子どもの尊厳を脅かす重大な人権侵害であり、発達期の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。
・いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要の刑罰法規に抵触する場合がある。
・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
・いじめは、教師の児童感や指導のあり方が問われる学校の問題である。
・いじめに該当するかどうかについては、見えない所で被害が発生している場合もあり背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目して判断しなければならない。
・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。(松江市いじめ防止基本方針)

学校評価
教職員の人権意識の向上
○児童が安心して学校生活が過ごせるよう、教職員自身がお互いの人権を尊重する。
○協同して教育活動に取り組み、人権感覚を磨くよう研修の充実を図る。

いじめの定義
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条より)

いじめの防止等に関わる取組
互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
全教職員が愛情をもち、児童一人一人の自尊感情を育て、組織的にいじめを生まない風土づくりに取り組む。
<互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり>
■すべての児童が安心して、安全な学校生活を送ることを基本とする。…やくも安全の日
■規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる学校づくりを目指す。…名札、登下校の着帽、靴揃、言葉遣い
■授業改善(学び合いのあるわかる授業)を重視する。…個別指導の充実
■アンケートQ-Uを活用し、一人一人の居場所や児童間のつながりを意識したより良い学級集団づくりを進める。
<命や人権を尊重し、豊かな心を育てる>
■人権教育の充実を図る。…人権週間(11月)、ほっとハート集会、人権標語づくり等
■体験活動の充実を図る。…伝承遊び、町探検、ホテルの飼育、平和学習等
■道徳教育の充実を図る。
■情報モラル教育の充実を図る。
<児童が主体的にいじめをなくそうとする雰囲気づくり>
■児童会を中心により良い人間関係の構築に努める。…あいさつ運動・委員会活動等
■小中一貫教育の視点から連携強化や活動の充実を図る。…小中合同あいさつ運動、八雲っ子フェスティバル、6年生中学校授業見学会等
<いじめへの対応を学期ごとに振り返る>
■「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」を活用して取組を評価し改善を図る。

保護者・地域との連携
○保護者、地域から寄せられる情報を有効に活用したり、学校運営協議会制度を活用したりするなど、児童のいじめ等に関する行為を様々な目で発見することに取り組む。
○学校いじめ防止対策基本方針についてPTA総会での説明やホームページにより周知を図る。
○学校評価等により、校内体制や対応を評価する。

いじめに関する生徒指導観
いじめはどの児童にも、どの学校・学級でも起こりうることであり。いじめを早期に発見して、早期に対応することの重要性を第一として、いじめを積極的に見出し、適切に対応することが重要であるといういじめ観、生徒指導観を大切にす。また、いじめではないかと疑われる事案に接したときは一人で判断するのではなく、報告・連絡・相談し組織で判断することとする。(文部科学省 いじめ問題に対する施策(通知)を参考)

いじめの早期発見に関わる取組
いじめ等の行為に早急に対応し、いじめ等の行為が継続して重大な事態に陥ることを防ぐため、いじめ等の早期発見と情報共有に取り組む。
<児童の些細な変化に気づき、いじめ等の行為の発見に努める>
■日常観察…担任は健康観察の内容や、授業・給食・清掃・休み時間などの様子に気を配る。担任以外の教職員も日常の児童観察を意識し、情報を共有する。
■児童理解…日記、日常会話、遊びなどを通して児童理解と信頼関係の構築に努める。
■教育相談…定期的な取組により児童の変化をつかむとともに、適切に教育相談を行う。
・アンケートQ-Uの活用(6月・11月に実施)
・学校生活アンケート → 教育相談週間(学期に1回実施)
・こころのポスト(先生聞いてねカード)の設置
■八雲っ子を語る会…児童について全教職員で情報の共有を図る。
<保護者や地域等からの情報をいじめ等の行為の発見に活かす>
■保護者との連携…家庭訪問、個人面談、学級懇談、電話連絡等
■地域との連携…外部講師による授業、スポ少、スカイバンド、各種会議等

校内体制の構築
【生徒指導体制】:生徒指導主任
○生徒指導上の諸課題について評価・検討(校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・学年生徒指導担当・養護教諭・教育相談コーディネーター・特別支援コーディネーター)
○学校生活全般の評価・改善
○家庭訪問・保護者面談
○サポート会議(市教委連携)
○関係機関連携会議(各機関連携)
【教育相談体制】:教育相談コーディネーター
○学校生活アンケートの実施(学期に1回)
○アンケートQ-Uの実施・分析(年2回)
○こころのポストの設置
○教育相談
○スクールカウンセラー相談
【特別支援教育体制】:特別支援コーディネーター
○にこサポ・支援員等による支援の調整
○支援会議(校内会議)
○ケース会議(外部関係者参加会議)
○理解教育
○諸検査の活用
○関係諸機関との連携

いじめのレベル(深刻度)
レベル1 1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視など。
レベル2 数名からの軽度な言葉によるいじめ、無視、仲間はずれなど。
レベル3 レベル2が継続する。蹴る、叩く、物かくしなど身体的または精神的苦痛を伴う被害がある。
レベル4 長期間の集団無視、強要、服を脱がせるなど重度の被害発生。不登校になる。転校を保護者や本人が検討。
レベル5 万引き強要・怪我を伴う暴力・恐喝・窃盗・PTSDと診断される・自傷行為・死を語るなど。

【学校いじめ対策組織体制】
『学校いじめ防止対策委員会』
<メンバー>
校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学年主任、学級担任、スクールカウンセラー、保護者代表(PTA会長)、学校運営協議会
※必要に応じて教務主任、人権教育主任等も加わる
○いじめに関する現状把握と事実の確認
○いじめの認知→市教委に報告
○初期対応の確認と役割分担等の指示

いじめの対応に関する取組

いじめ初期対応の基本 さ…最悪の事態を想定して し…慎重に す…素早く セ…誠意をもって そ…組織をあげて対応する

把握したい事実
□誰が誰に対してのいじめか【個人か集団か】
□どのようないじめか【内容】
□きっかけは何か【原因・動機・背景】
□いつ頃からどれくらい続いているか【期間】

いじめ情報のキャッチ
◆教職員の日常観察での発見(小さなサインを見逃さない) ◆学校生活アンケート
◆本人の申し出(主に担任が対応) ◆保護者の訴え(主に教頭・主幹教諭が対応)
◆本人以外からの報告 ◆地域からの情報 ◆いじめ相談電話ホットライン

松江市教育委員会
□学校の対応に関する指導・支援・確認
□指導主事の派遣
□連絡協議会・専門家会議との連携
□サポート会議の運営
□いじめ解消の確認

管理職へ報告⇒『学校いじめ防止対策委員会』を速やかに招集する

保護者に対する具体的対応 ※主に教頭・主幹教諭が担当
■被害児童の保護者への対応
・保護者の立場に立ち、受容と共感の態度で対応する。
・できるだけ家庭訪問をして報告・説明をする。
・誠意が伝わるよう学校全体で指導していく方針を丁寧に説明し、理解と協力を求める。
・指導状況の進展について、継続的に情報提供をする。
■加害児童の保護者への対応
・いじめの事実を正確に伝え、学校の指導方針について理解を求める。
・いじめの行為に至った背景や内面について話し合い、当該児童の人格の成長に向けた家庭での関わりを継続的に支援する。
※保護者と面談する際は必ず複数の教職員で対応する。

学校いじめ防止対策委員会
①事実の概要に基づく対応方針の決定 ※情報や対応などを記録しておく
②正確な情報の収集 ⇒ いじめの現状把握と事実の確認
<例>・担任が全員と面談 ・複数で分担して個人面談 ・アンケートによる情報収集
③事実に基づく対応の継続や方針の修正
④いじめ解消の確認

重大事態への対応
いじめにより重大事態が発生した場合はその収束と、同種の事態の発生を防止するため、速やかに教育委員会と連携し対応を進める。
<重大事態>
①児童が自殺を企図した場合
②身体に重大に障害を負った場合
③金品等に重大な被害を被った場合
④精神性の疾患を発症した場合
⑤相当期間(年間30日目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
※児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合は重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。
<状況に応じた特別な対応>
◆緊急保護者会の開催
◆SCの緊急要請・対応

児童に対する具体的対応 ※主に担任・養護教諭が担当
■被害児童への対応
・話(事情・心情)を聞きやすい場と時間を設定する。
・危機(身体的・精神的)が回避できる場と時間を確保する。
・児童の立場から傾聴、共感的理解を心がけ、適応サポートなどに配慮して対応する。
■加害児童への対応
・当該児童の人格の成長を旨としつつ、毅然とした態度で、内面に迫る指導に努める。
・いじめの行為に至った背景や内面の把握を行う。
・いじめの行為や相手に与えた苦しみに具体的に気づかせる。
■全体への指導
・親衆はもちろん、傍観者の態度はいじめに加担したと同様であることを指導する。

いじめが解消している状態

- いじめに係る行為が完全に止んでいること
- 被害児童および保護者が心身の苦痛を感じていないこと

・日かたりの問題として、土俵的、組織的な話し合いを失念する。
※教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーは状況に応じて対応する。

- ◆警察、児童相談所など関係機関との連携
- ◆マスコミ（報道）等への対応